○関東地方整備局告示第三百三十三号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十二年八月十六日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　登録建築物調査機関の名称
株式会社J建築検査センター

二　住所
東京都渋谷区渋谷一丁目13番9号

三　代表者氏名
代表取締役　丹野　智幸

四　登録年月日
平成二十二年八月六日

五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地
株式会社J建築検査センター本社　東京都渋谷区渋谷一丁目13番9号

○中国地方整備局告示第百四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年八月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月十六日

中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
鳥取県東伯郡琴浦町大字槻下字下宮尻一四四番一から同県西伯郡大山町西坪字吹上四八三番二まで	前	BA 一〇・二〇～一四・〇〇	七八・八〇メートル 二〇・三九八キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 一〇・二〇～一四・〇〇	七八・八〇メートル 二〇・三九八キロメートル 五六三・〇〇メートル 二〇・七六二キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年八月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月十六日

中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	鳥取県西伯郡大山町田中字釵野九六三番二九から同町田中字一本松九七八番二まで	中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年八月十六日

株式会社J建築検査センター町田支店　東京都町田市中町一丁目3番2号
株式会社J建築検査センター八重洲支店　東京都中央区八重洲一丁目6番2号

○中部地方整備局告示第百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年八月十六日

中部地方整備局長　富田　英治

一　施行者の名称　名古屋高速道路公社

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第千三百七十五号名古屋都市計画道路事業一・四・三号高速三号線及び一・五・三号高速分岐三号線並びに知多北部都市計画道路事業一・四・二号高速三号線

三　事業施行期間　自平成十年六月二十三日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

人事異動

内閣

（国土交通省海事局長）国土交通事務官　小野　芳清
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に転任させる
内閣官房総合海洋政策本部事務局長を命ずる
（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　井手　憲文
国土交通省に出向させる
内閣官房総合海洋政策本部事務局長を免ずる
（防衛省大臣官房審議官）防衛書記官　山内　正和
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に転任させる
（環境省大臣官房審議官）環境事務官　加藤由起夫
（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長）経済産業技官　安井　正也
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣官房地域活性化統合事務局次長を命ずる（各通）
（総務省大臣官房審議官（行政管理局担当））総務事務官　宮島　守男
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官（内閣官房内閣審議官）　櫻井　修一
防衛省に出向させる
（警察庁警備局付）警視正　原　和也
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に併任する
（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　上原　淳
（環境省地球環境局環境保全対策課長）環境技官　塚本　直也
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣官房総合海洋政策本部事務局参事官を命ずる（各通）
（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　坪井　史憲
（国土交通省北海道局総務課アイヌ施策室長）同　松浦　明
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣官房アイヌ総合政策室参事官を命ずる（各通）
（国土交通省大臣官房付）同　下野　元也
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣官房空港・港湾水際危機管理チーム参事官を命ずる
（同）同　岡西　康博
（環境省地球環境局環境保全対策課長）環境事務官　瀬川　俊郎
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
内閣官房総合海洋政策本部事務局参事官を免ずる（各通）
（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　藤田　耕三
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
内閣官房アイヌ総合政策室参事官を免ずる
（同）同　加賀　至
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
内閣官房空港・港湾水際危機管理チーム参事官を免ずる（以上八月十日）
（内閣府政策統括官（共生社会政策担当））内閣府事務官　松田　敏明
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
（総務省大臣官房付）総務事務官　松本　敦司
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））に転任させる
（総務省人事・恩給局公務員高齢対策課長）同　炭田　寛祈
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣広報室））に転任させる
（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣広報室））同　横田　信孝
泉　宏哉
総務省に出向させる（各通）（以上八月十一日）